

平成 31 年 2 月 28 日
革新的事業活動評価委員会

第 4 回革新的事業活動評価委員会 革新的事業活動評価委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

革新的事業活動評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の新技術等実証計画に対する主務大臣の見解並びに第 1 回及び第 2 回の革新的事業活動評価委員会議事録の公表について、革新的事業活動評価委員会運営規則第 3 条に基づき、書面による議事を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨並びに第 1 回及び第 2 回の革新的事業活動評価委員会議事録の公表について了承の旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆対象案件

議案①：新技術等実証計画の認定申請書について

（なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証）

議案②：第 1 回革新的事業活動評価委員会議事録の公表について

議案③：第 2 回革新的事業活動評価委員会議事録の公表について

◆議決内容

議案①

- 自己の利害に関係する旨の申出、不参加の申出のあった委員を除き、評価委員 10 名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
 - ・個人情報保護委員会から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。
 - ・経済産業大臣から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

議案②

- 第 1 回革新的事業活動評価委員会の議事録を公表することを決定した。

議案③

- 第 2 回革新的事業活動評価委員会の議事録を公表することを決定した。

(以 上)